



神奈川県

令和5年度

あなたの“アイデア×アクション”で、
地域の未来を創る！

～地域活性化のための提案型事業～

募 集 要 項

募集期間 令和5年5月9日（火）～令和5年6月8日（木）



令和5年5月

神奈川県 県西地域県政総合センター
企画調整部企画調整課

〒250-0042 小田原市荻窪 350-1

電話 0465 (32) 8000 (代表)

ファックス 0465 (32) 8111

目次

1	制度の趣旨	1
2	提案事業の募集	1
3	事業費負担の考え方	3
4	応募方法	4
5	審査	4
6	事業の実施	5
7	全体スケジュール	6
8	その他	6
9	令和4年度採択事業の概要	7

(応募様式)

- 事業提案書
- 提案者等調書
- 提案企画書
- 事業費積算書
- 労務換算額計算書

(参考資料)

- 提案企画書（見本）
- 事業に関するQ&A

1 制度の趣旨

この制度は、令和3年度からスタートした、かながわ西エリアの活性化について議論する「未来ミーティングかながわ」において、地域活性化のアイデアをご提案いただいた方々が、自らそのアイデアを実施することで、地域の課題を解決することにより、更なる地域の活性化を目指すものです。

県は、未来ミーティングかながわの参加者（今後参加予定の方を含む）から、提案事業を募集し、審査を経て採択した事業について、事業費の一部を負担することで、地域活性化に取り組む皆さんが自らの手で行う事業を支援します。

2 提案事業の募集

(1) 提案者の資格

「未来ミーティングかながわ」に参加している方（今後参加予定の方を含む）で、以下に該当する方。また、複数の方が共同で提案することも可能です。

ア 個人

イ 団体等

法人格を持つ団体、企業、大学（学科、研究室、ゼミ等。複数の学科等の協働実施も可）、任意団体など、事業の実施が確実に見込めるもの。ただし、国、県、市町村、一部事務組合等の公の団体は除く。（神奈川県や市町村から事業費補助などを受けている団体のみで構成されるものについては、別途ご相談ください。）

※少なくとも提案を提出するまでには、「未来ミーティングかながわ」に参加していることが必要です。

※団体等の場合、団体又は代表者若しくは提案に係る責任者が、「未来ミーティングかながわ」に参加していることが必要です。

※これ以外に、以下の「必要な資格要件」を全て満たす必要があります。

(必要な資格要件)

- ア 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- イ 本業務への協力を行うための安定的かつ健全な財務体質を有すること。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定（成年被後見人、被保佐人、被補助人、破産者で復権を得ない者等）に該当する者でないこと。
- エ 過去2年以内に手形交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。
- オ 過去6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。
- カ 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定を受けている者でないこと。
- キ 住民税、事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。
- ク 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員、暴力団でないこと。また、団体の場合は、構成員にこれらを含まないこと。

(2) 事業実施主体

原則として提案した者が事業を実施します（事業を実施する者を、以下「事業実施者」といいます。）。また、複数の主体と連携して、事業を実施することもできます。ただし、事業の主たる部分ではない部分については委託等を行うことも可能です。委託する場合、委託業者も上記の「必要な資格要件」を満たしている必要があります。

(3) 対象となる事業

ア 事業の種別

以下のいずれか又は両方に該当する事業とします。なお、調査・研究のみの事業は対象外です。

また、この事業による県負担金以外に、県の財政的支援等を受けた（受ける予定を含む）事業は対象外です。

(ア) 地域のつながりを生かした課題対応力の向上が期待できる新たな事業

地域活性化のための課題解決に向けて、地域の複数の主体が連携して行う事業で、かつ、今後も継続的に実施することを目指して、試行的な事業などで、新たに取り組むもの。

(イ) 県西地域全体の課題に効果が見込まれる新たな事業

県西地域活性化プロジェクトの重点的な取組である「移住・定住の促進」、「関係人口の創出」、「交流人口の増加」の効果が期待できる事業で、新たに取り組むもの。

イ 事業の対象地域

○ 事業の対象地域（効果が期待できる地域）は、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町の2市8町のいずれか複数の市町を含む地域としてください。また、事業の対象がこの地域であれば、具体の実施場所が、これらの地域である必要はありません。

ウ これまでの提案型事業（「県西地域大学提案事業」を含む）との関係

○ 令和4年度の本事業（地域活性化のための提案型事業）の採択事業、平成28、29、30、令和元年度の「県西地域大学提案事業」の採択事業及び平成27年度に実施した「地方創生大学連携事業」の採択事業については、原則として対象外とします。ただし、それらを土台として、新たに実施する事業がある場合は、その新規事業分については対象とします。

(4) 事業の実施期間

令和6年3月8日（金）まで

(5) 提案募集期間

- 第1期募集開始 令和5年5月9日（火）から
- 第1期募集締切 **令和5年6月8日（木）17時まで**
- その後は、予算枠の範囲内で、随時募集を受け付けます。

3 事業費負担の考え方

- 県は、提案事業を実施するために必要となる経費のうち、「専ら事業実施のために必要な経費以外の事務消耗品、光熱水費等などの経常的な経費」等の間接経費を除いた経費（総事業費）の一部を負担します。
- 県負担額は、1事業 50 万円を上限とします。（県の負担割合は、労務費換算額を含めた総事業費の8割以上としないものとします。）

総事業費	県負担（最大50万円）	【直接経費のうち、県が認めるもの】
	事業実施者が負担	【労務換算額】 【直接経費のうち、県負担額以外】
間接経費	専ら事業実施のために必要な経費以外の事務消耗品、光熱水費等	

（用語の説明）

（1）直接経費

臨時雇賃金（厚生福利費含む）、外部講師謝金、旅費交通費、印刷製本費、会議室等使用料、通信運搬費、消耗品費、委託費、保険料、その他事業に直接要する経費で県が認めるもの。

ただし、次の経費は県負担額に含めることはできません。

＜県負担額に含めない直接経費＞

- ・ 会議等での飲食費
- ・ 事業実施期間外の経費
- ・ パソコン購入経費（事業遂行に必要不可欠となる説明が可能なものを除く）
- ・ 県負担額の1/2を超える施設の改修経費・リース経費、備品費等のハード事業経費
- ・ 他の補助金・協賛金等の収入を充当する経費
- ・ その他支出の根拠が確認できない経費

（2）労務換算額

事業実施者の労務換算額は、最低賃金法により、神奈川県に適用される最低賃金を基礎として算定します。令和5年5月9日現在、神奈川県に適用されている額は、1,071円です。

なお、業務に従事した時間については、証明する書類の提出が別途必要です。

1時間当たり 1,071円×活動時間

（3）間接経費（総事業費に含めることが出来ない経費）

専ら事業実施のために必要な経費以外の事務消耗品、光熱水費等などの経常的な経費は、総事業費に含めることはできません。

4 応募方法

ア 事前相談（必ず、ご相談ください。）

事業提案に先立ち、事前相談を行いますので、必ずご相談ください。

<相談内容>

- 提案事業が本事業の趣旨に合致しているかどうかの確認
- 地域ニーズのマッチングについての情報提供
- 県との協働の手法に関する事
- 事業を実施するパートナーとのマッチングに関する事
- 総事業費の対象経費や算定方法に関する事
- 審査基準への適合性に関する事

イ 提案手続き

次の様式に必要な事項を記載の上、申し込み・問合せ先へ事業提案書等のデータをメールでご提出ください。なお、提出先のメールアドレスについては、申し込み・問合せ先までお問合せください。問合せいただいた方に、別途ご連絡します。

様式は、県西地域県政総合センターのホームページからダウンロードできます。

なお、提出いただいた応募書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

- ① 事業提案書
- ② 提案者等調書
- ③ 提案企画書
- ④ 事業費積算書
- ⑤ 労務換算額計算書

5 審査

(1) 審査基準

	項目	内容
1	課題認識性	かながわ西エリアの地域活性化のための課題を的確に捉えた取組であるか。
2	独創性・新規性	他の地域でのモデルとなるなど、新しい取組であるか。
3	公的支援の必要性	地域ニーズに沿ったもので、その取組のために、広域的な観点から、支援をする必要があるのか。
4	有効性・効率性	目的や成果目標は明確であるか。また、将来を見据えた費用対効果の視点を持った検討がなされ、効率的な事業内容となっているか。
5	実現可能性(計画性)	実施体制や進行管理方法が示された実現可能な計画、方法となっているか。
6	継続・発展可能性	事業の継続や拡大の可能性を期待できるか。

(2) ヒアリングの実施（必要に応じて）

審査に先立ち、必要に応じて、審査委員から提案者へのヒアリングを実施します。実施日は、提案者と調整したうえで、県西地域県政総合センターが指定する日時とします。現在のところ、令和5年6月下旬頃にオンラインで実施予定です。

(3) 審査

県西地域県政総合センターにおいて、審査会を開催し、提案の採否を決定します。その際、関係市町の意見を伺います。審査結果は、応募者全てに対して、お知らせいたします。なお、採否についての審査結果の公表は行いません。（採択された事業の実施結果は、ホームページ等で公表します。）

6 事業の実施

事業は、県と事業実施者が実行委員会を組織し、その体制の下で、次のとおり、一定の役割分担を定め、必要経費等を双方が負担することにより、実施します。

(1) 契約等の締結

採択された事業について、事業実施者及び県は、それぞれの役割分担や負担額の支払い方法、協働により生み出される権利等の帰属などを明らかにした契約等を締結します。契約締結で、費用負担を含めた役割分担が決定します。事業の着手については、採択後から可能となりますが、契約以前の費用については、県負担額の対象となりませんので、採択から契約締結前までの事業実施については、注意が必要です。

(2) 負担金の交付

県は契約等に基づき、負担金を支出します（概算払い）。

(3) 実行委員会の開催

事業開始時や事業完了時など、定期的に実行委員会を開催し、進捗の報告などをしていただきます。実行委員会の事務局は、事業の提案者側に受け持っていただきます。

(4) 事業進捗状況確認

県は、別に指定する方法で、定期的に、事業の進捗状況を確認します。

(5) （事業の変更手続き）

事業の実施内容や各費目間の金額を変更する場合は、事前に県の承認が必要となります。承認が必要な場合については、契約書で定めませんが、流用元及び流用先の費目の20%を上回る流用は手続きが必要となります。

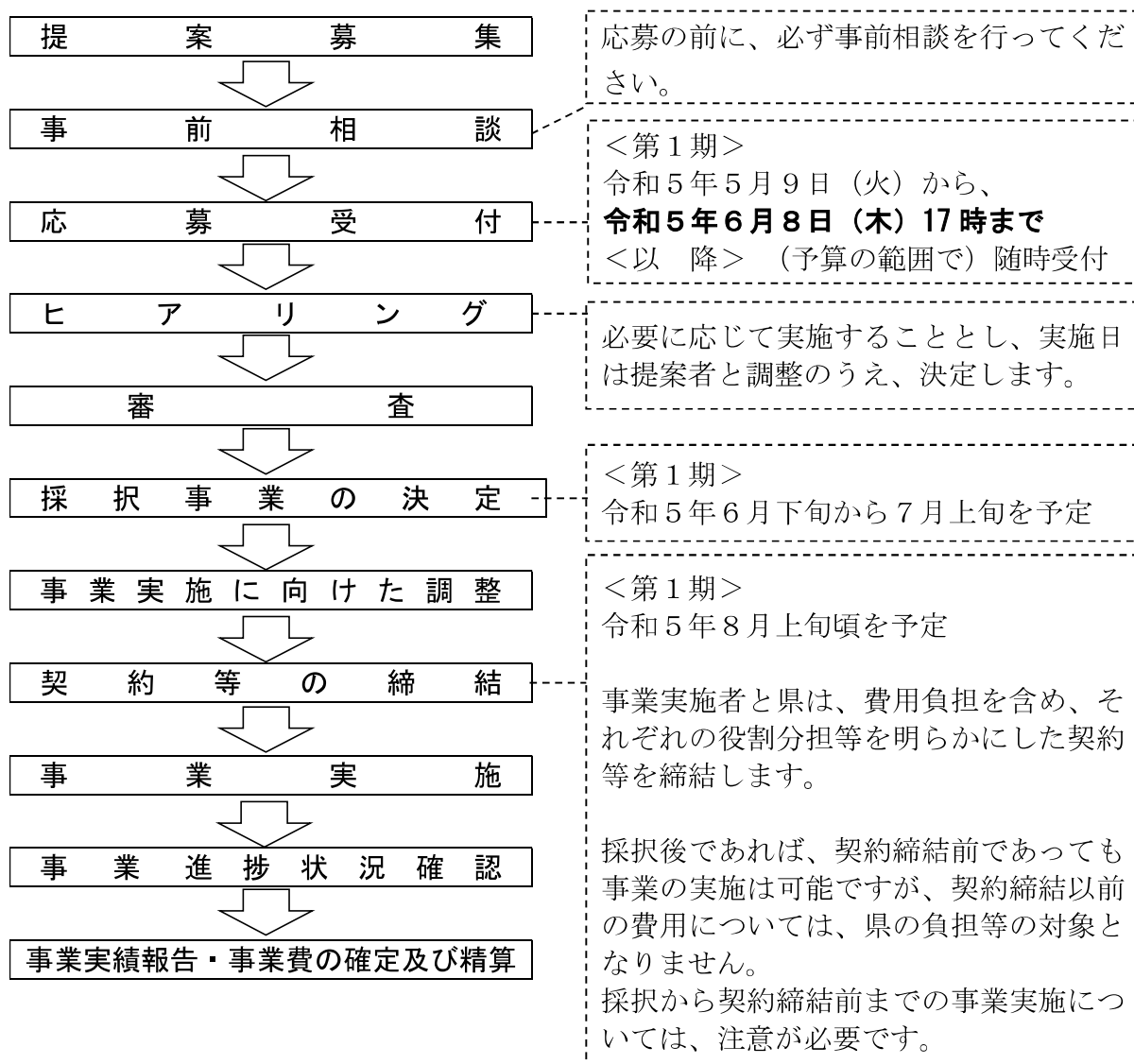
(6) 事業実績報告

事業完了後、速やかに事業実績報告書、事業着手日が確認できるもの（発注書等）、収支決算書等（支払等が確認できる書類を添付したもの）を提出していただきます。

(7) 事業費の確定及び精算

事業実施者及び県は、上記の事業実績報告と併せて総事業費の額を確定し、県負担額の確定額が当初予定した事業費と異なる場合には、精算手続きを行います。

7 全体スケジュール



8 その他

- (1) 応募書類の内容は、採択された提案については、個人情報を除き原則公開とします。
採択されなかったものについては、公開しません。
- (2) 事業の成果は、原則として事業実施者及び県の双方に帰属し、公表するものとなりますが、具体的には事業実施者と県が協議し、契約等に定めることとします。
- (3) 事業実施者が成果を公表する場合には、本制度による成果であることを明示してください。

9 令和4年度採択事業の概要

提案者	事業名	事業概要	総事業費（千円） （県負担額(千円)）
株式会社アッドプラン	親子で飛ばす初めてのトイドローン	子供に人気のトイドローン教室で親子を集客し、地域ボランティアの方が操作説明を行い、その中で、近隣の立ち寄り先を紹介し、そのエリアを知ってもらう。これをあしがら地域の各所で行うことで、全体の認知度を広め、リピータを増やし活性化を図る。	244千円 (155千円)
株式会社湘南ベルマーレフットサルクラブ	ベルファーム	かながわ西エリアの耕作放棄地を利用した、農業・福祉の連携事業をさらに促進していくことを目的とし、農業・福祉連携事業「ベルファーム」へ地域の方々を募集して農業体験を実施する。この事業では、認知拡大に取り組み、地域の産業やSDGsなどを地域の方々が考える機会を創出する。	190千円 (97千円)
大井町若手農業者の会	Agri Activation（農業活性化）による Regional Revitalization（地方創生）プロジェクト	若手農業者や新規就農者の所得向上・地域定着を図るため、組織化を図り、販路の拡大や単価の向上に取り組む。具体的には、販路拡大に向けた契約獲得のためのマルシェへの出店や、販促ツールの作成。また、将来的な法人化・産地化を目指した定期的な意見交換会を開催する。	626千円 (495千円)

(順不同)

申し込み・問合せ先

〒250-0042 小田原市荻窪 350-1

小田原合同庁舎内 県西地域県政総合センター 企画調整部企画調整課

電話 0465(32)8000 (代表)

ファックス 0465(32)8111

E-mail アドレス 別途お問い合わせください。